17文科初第1138号 平成18年3月30日

各都道府県・指定都市教育委員会 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長 銭 谷 眞 美

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法 施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(通知)

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年 文部科学省令第5号)が平成18年3月30日に公布されるとともに、関連する告示が公 示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、

市町村の教育委員会は、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとすること(就学校の指定に係る通知関係) 教頭の資格要件を緩和し、校長と同様に、民間人等の教頭への登用を可能とすること(教頭の資格要件の緩和関係)

国又は民法第34条の規定による法人等が実施する知識・技能審査に合格した場合の学修のみならず、合格・不合格の形式に限定されずに受検者の知識・技能の程度を判定する型の審査の成果において相当程度の成果を収めた学修についても高等学校において単位認定ができるようにすること(技能審査における成果に係る学修の単位認定関係)

に係るものです。

これらの改正の趣旨、内容、留意点及び就学校の変更の取扱いについては、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事等におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

第 1 就学校の指定に係る通知関係及び就学校の変更の取扱いについて

1 改正の趣旨

学校教育法施行令第8条により、市町村の教育委員会は、就学校の指定を行う場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、指定した就学校を変更することができることとされているが、この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、市町村の教育委員会が就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとすること。

2 改正の内容

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項(同令第6条において準用する場合を含む。)の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更について同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとすること。(学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第32条第2項関係)

- 3 今回の改正及び就学校の変更の取扱いに係る留意事項
- (1)市町村の教育委員会は、指定した就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関する事項を定め、公表するものとされている(施行規則第33条)が、市町村の教育委員会が、今回の改正後の規定に基づき、就学校の指定に係る通知において、就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示す場合には、当該要件及び手続に関する事項についても併せて示すことが望ましいこと。
- (2)市町村の教育委員会が上記の要件及び手続に関する事項を定める際には、当該手続に関する事項として、保護者の申立に係る申立先、申立を受け付ける期間等を具体的に定めるとともに、当該要件に関する事項として、当該教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的に事由を予め明確に定めておくことが望ましいこと。
- (3)就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、別途送付している「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」等も参考にしつつ、各教育委員会において、地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであること。
- (4)学年の途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うこと。

第2 教頭の資格要件の緩和関係

1 改正の趣旨

現在、校長については、民間人等(原則として、教諭の免許状を有さず、「教育に

関する職」に就いた経験がない者をいう。以下同じ。)の登用が可能となっているところであるが、教頭についても、地域や学校の実情に応じ、優れた知識や社会経験を有する学校外の多様な人材の登用を図る観点から、その資格要件を緩和し、校長と同様に、民間人等を登用できるようにすること。

2 改正の内容

教頭の資格要件として、施行規則第10条において、第8条に加え、第9条及び第9条の2を教頭に準用することとし、国公立の学校の教頭の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、施行規則第8条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を教頭として任命し又は採用すること等ができるようにすること。(施行規則第10条関係)

3 留意事項

- (1)今回の改正は、学校の管理職であり、校長を補佐する教頭に、幅広く人材を確保する観点から行うものであり、これにより、学校において、優れた資質能力を有する校長や教頭を中心に全職員が一致協力して、個性や特色ある教育活動が展開されることを期待するものであること。
- (2)今回の改正により、民間人等を教頭に登用することが可能となるが、教頭が児童 生徒の教育をつかさどる場合には、各相当学校の相当教科の教諭の免許状が必要で あるとの従来の解釈及び運用が変更されるものではないこと。

第3 技能審査における成果に係る学修の単位認定関係

1 改正の趣旨

高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、選択の幅を 広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する 高等学校以外の場における学修の成果について、より幅広く評価できるようにするこ とを通じて、高等学校教育の一層の充実を図ること。

2 改正の内容

施行規則第63条の4第2号に基づいて、一定の要件を満たす知識・技能審査に合格した場合には、その合格に係る学修について、当該生徒の在学する高等学校の科目の履修とみなし単位を与えることができることとされているが、これに加え、合格・不合格の形式に限定されずに受検者の知識・技能の程度を判定する型(例えばTOEFL及び TOEIC 等)の審査において相当程度の成果を収めた学修についても単位認定ができるようにすること。併せて文部省告示において同様の改正を行うこと。(施行規則第63条の4第2号及び平成10年文部省告示第41号第2第2号(以下「告示」という。)関係)

3 留意事項

- (1) 当該制度の活用に当たっては、各学校長において、当該高等学校の教育課程の全体からみて、当該学修が教育上有益と認められるか、当該科目の単位を与えることが適切であるか等について判断する必要があること。
- (2)告示中の「その他の団体」については、国又は民法第34条法人のほか、団体の 趣旨、目的、事業の種類、運営の健全性と継続性、及び過去の実績等から、これら に準ずると考えられる団体が含まれること。
- (3)告示中の「十分な社会的信用を得ていること」については、学生・生徒や社会人等の多数の受検者が継続的に存在しているなどの状況が考えられること。
- (4)告示中の「審査の実施の方法が、適切かつ公正であること」については、審査の 実施の方法等に関する規定が整備されていること、全国的に同一条件で行われてい ること、審査問題の管理及び審査の実施が厳格かつ公正に行われていることなどの 状況が考えられること。

学校設定教科・科目一覧

平成18年4月現在

教 科 名	学校設定科目名	標準単位数	教	科	名	学校設定科目名	標準単位数
国 語	百評小創小文文現実国国古古ア漢作国発探発探古文郷国人論説作論章学代用語語典典イ文品語展究展究典学土語「一研研国文表研語国教基研読ヌ講講一現現古古鑑との応首究究語研現究 語養礎究解文読読般代代典典賞映文用の 究 デ	1 ~ 2 2 ~ 4 1 ~ 2 1 ~ 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 1 1 1 1 2 1 2 1	理		科	科北気天理免環自根応地生地知生化生生教生探生生光学海象文科疫境然室用域命球床活学物活養体究物命の史道 の基教科と科と科環自と研研の・調化課科物の 実礎育学自学自学境然物究究科自節学題学理自 験 入然 然 概理 学然基 研基然 無理 学然基 研基然	1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 2 3 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3
地 理 歴 史	地域研究 日本文化 現代史 日代と世界 北海道学 観光地調査 文化研究 世界学	1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2 2 2 2 2 2 1 2 2	保(建体	云 育	生 建 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	2 ~ 3 2 ~ 4 4 ~ 6 4 ~ 6 2 1 ~ 2 2 2 2 2 4
公民	社会教養 時事問題研究 基礎社会 根室と国際社会 日本思想研究 経済研究	2 2 1 ~ 2 1 2 2	 芸		術	トレーニング トレーニング学 トレーニング実習 ペン習字 第九 陶芸	1 ~ 4 2 2 1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2
数 学	政生 生活の数 実高 が 生活学 の数題 学 の数題 学 の数題 学 の数題 学 の数題 学 の数 学 の 数 学 の 数 の 数 の の の の の の の の の	1 ~ 2 2 2 2 2 2 1 2 2 3 2				D T M	2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2

教	科	名	学校設定科目名	標準単位数	教	科	名	学校設定科目名	標準単位数
芸		術	近生刻漢伝 D 書楽音音書工美音音ピ仮漢江代涯字字統 T 道器楽楽楽道芸術楽楽ア名字差ま術 な楽 習奏現ズ技現現現とと 法法分書 壁 じ 基	2 3 2 ~ 4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1	農		業	環農森農農農農業本株活産林品料産産量園林林学・空生食産数土実測園情衛活物士施工総学農間物品物理木習量芸報生用製(工学合入村利活衛生実解管 造補 利門ラ用用生産 習 析理) 用 イ カー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィ	2 ~ 4 2 ~ 4 6 5 4 1 ~ 2 1 1 4 2 2 2 2 4 2 2 3 2 3 2
外	国	語	ロ中八日応実カカ英リビBリ英創英英プカフ外英英英統サイイを基基をカシ国ン本用用ナナ会スジSス語作語語ッシラ国語語語語合イスス礎礎でリア語グ語英英ダダ話ニネ英ニ音英アベットン事講構講講英エパパ中韓ロレダ語 ル 語語研研 ンス語ン声語ドーアイス情読文読読語ンシシ国国シ 研語 別 究究 グと グ表 バシプグッ 読系・ブラ語語ア 究 英 現 ンッングッ 読系・ブラ語語ア 究	4 ~ 6 4 ~ 6 4 ~ 6 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				農畜測食畜食農酪酪酪危食応作農野蔬乳基基乳畜飼家農野草農食生農農食畜業産量物産品業農農農険品用物業菜菜製礎礎牛産料庭業菜花業品産業業品産経基技デ概加機 物販微生機園園品微微 科科菜福基基経科科マ機流技済礎術ザ論工械 概売生産械芸芸加生生 学学園祉礎礎済学学ネ械通術基 イ 入整 論 物 基 工物物 論礎 ジ用礎礎 ン 門備	2 ~ 4 4 4 4 2 2 2 2 3 4 2 2 2 2 4 2 4 3 2 2 2 2
農		業	生物工学 緑地環境 生活科学 園芸デザイン 地形計測 環境農業土木	2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 8				果樹活用 生活作物 園芸作物 造園基礎 草花利用 経営情報 食品加工	2 3 2 2 2 2 2 3

教和	科 名	学校設定科目名	標準単位数	教	科	名	学校設定科目名	標準単位数
農	森林育成 資源活用 蕎麦 農業簿記 微生物基礎実習 植物バイオ 動物バイオ 森林情報 農業数学	2 ~ 6 7 3 1 2 2 2 2 2 2	I		業	C A D 原 建活と 連 注活土 環境 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		森畜生生施森森フ製食造飼水土社造生草草環品農環農農環作機馬馬畜環畜森生ア畑農グ特産物物設林林ラ品品園料稲壌会園産花花境質業境業地業境物械学利産境産林物グ作業リ理境境養芸境源ー発造能物 料盤化通礎礎ス理ス理木村境業業用 学業利工学用ビ芸木ン理境境養芸境源ー発造能物 料盤化通礎礎ス理ス理木村境業業用 学業利工学用ビ芸木ン活デ 機 工材 テー 施環科 機 機 利 ジ 設ビー	3122222522233222223222222222222222662332222324	商		業	オ観観旅広オコデデ秘市簿文コビ情ビ原ソ商ビアオ基画パ観情コ電ビ技デコビ商簿ココン光光行告レビザー書場記書ビジ報ジ価フ品ジリィビ処コ実とピ基ネ商イシネ計会ピースー法業 ・コイタ実調演処コネ基ネ管ト開ジリィビ処コ実とピ基ネ商イシネ計会ピーオ般規務 テ・ンベ務査習理・ス礎ス理ウ発ネケスジ理ン践社ュ礎ス業ンース算計ユターメ がりまる は 会	2 ~ 4 2 ~ 4 4 ~ 6 2 ~ 4 2 ~ 5 2 ~ 4 2 ~ 4
I	業	建設機械 建設機械 建設基を メタルラフト て G デザイン 制御技学 デングルコミュニケーション 地機と で 送 で 世 機 と で は で で が は で が は は は は は は は は は は は は は	2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 ~ 4 2 2 2 2 2 2 2				システムア デンステンデー デンステンデー デンドンデー 電卓応実験 プロモーシステムアドミニストレータ エンドユーザコンピューティング ビジジネス応 国際事情 原価計算	3 2 3 2 2 ~ 4 3 4 2 4 3 2 2

教 科	——— 斗 名	学校設定科目名	標準単位数	教	科	名		標準単位数
商		ネットワーク基礎 ピジネスコミュニケーション システム設計	2 ~ 5 3 2	福		 祉	形態別介護技術 福祉介護基礎 福祉概論	2 3 2
		2 2 3 3 4 2 3 2 3 2	理		数	環境科学 郷土の自然 情報数学 環境保護 環境情報処理 野外活動 湿原の科学 環境研究	2 ~ 3 1 ~ 2 2 ~ 4 2 3 2 4	
工業及	び商業	コンピュータ基礎	3 ~ 6	エ		芸	工芸概論 工芸史	2 ~ 4 2 ~ 4
水	産	海洋工学 海産食品学 水産食品まなの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2 ~ 6 2 ~ 4 2 2 ~ 4 4 2 ~ 4 6 2 ~ 4 2 ~ 4 3 2				基工工工工工図生生加イ基生活造基製製製・工工技テ美・形礎作作作作図工工技テ美・大工工技テ美・大工工技・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	2 ~ 4 2 ~ 6 4 ~ 6 4 ~ ~ 6 4 ~ ~ 2 4 1 2 1 2
家	庭	生活デザイン 生活教養 ライフデザイン	2 ~ 6 2 ~ 4 1 ~ 2				総合美術 環境工芸	4 4
	被服技術と理論 アパレル C A D 生活福祉基礎	1 3 ~ 4	体		育	専攻体育 リズム運動	2 2	
		王生生生食手保く食食生羊生生製染生調店活活活物芸育ら物物活と活活菓織活理性人学祉 護と究究祉物化祉 作地建を権 デ 食 実 財 地世 地 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	2 2 2 3 2 3 2 6 1 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 5 2 3 2 3 2 3 2 3 2	英		語	プレゼンテーション	3
看	護	看護総合演習 精神保健	2 ~ 5					
情	報	Webデザイン 情報機器概論	2					
福	祉	老人介護 福祉と情報 福祉と健康科学 健康福祉	2 ~ 4 2 2 ~ 4 1					

学校設定	官教科名	当該教科に関する科目	標準単位数
産業	社 会	産業社会と人間	2 ~ 6
国際	理解	国際教養 比較文化 国際ボランティア基礎 外国文学 外国映画と文化 隣国コミュニケーション	1 ~ 2 1 ~ 2 1 ~ 2 2 ~ 4 2
総	合	課題研究 沼田の歴史と文化 アウトドア基礎 「大雪」基礎 サイエンスアプローチ ベーシックスタディ ボランティア	2 ~ 4 3 2 3 1 2 1 ~ 4
環	境	環境概論 環境と産業 環境ガイド入門 環境ガイド応用	2 2 2 2